

# 令和7(2025)年 第1回伊丹市男女共同参画審議会議事録

## 【開催日時】

令和7年(2025年)11月20日(木) 10時00分～12時00分

## 【開催場所】

伊丹市役所 議会棟4階 議員総会室

## 【出席委員】

中里委員、岩本委員、西尾委員、和田谷委員、白井委員、高嶺委員、松浦委員、山中委員、中川委員、石崎委員、吉岡委員、石川委員、福満委員(13名出席、1名欠席(田島委員))(順不同)

## 【事務局】

須磨市民自治部長、木村市民自治部参事、中井共生推進室長、仲宗根男女共同参画課長、男女共同参画課員

## 【議事録確認委員】

和田谷委員、白井委員

## 【傍聴者】

0名

## 【議事次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長の選出(会長に中里委員、副会長に岩本委員をそれぞれ選任)
- 6 諮問
- 7 傍聴要領及び傍聴定員の決定
- 8 議題
  - (1) 第4期伊丹市男女共同参画計画について  
(現行計画における取組状況の検証)
  - (2) 審議会の今後のスケジュール
- 9 次回の日程について
- 10 その他の連絡事項
- 11 閉会

## 【会議内容】（要旨）

### （１）第４期伊丹市男女共同参画計画について （現行計画における取組状況の検証）

（事務局より、資料１から４までに沿って、現計画の概要並びにこれまでの取組及び残された課題について、説明）

会長　：事務局から説明のあった現行計画の進捗状況を見て、或いは実際に伊丹で生活をされて気になっている点、今後この計画に盛り込んだ方がいいと思われる点等について、ご意見をいただきたい。

委員　：資料３（伊丹市DV防止・被害者支援計画(第３期計画)の振り返り）の別紙、「７　女性のためのカウンセリング（相談件数）」について、「女性のためのカウンセリング」と「DV相談室」「よりそい相談室」が合体したという認識でいいか。

事務局：資料３（伊丹市DV防止・被害者支援計画(第３期計画)の振り返り）の別紙の７番から９番までは、男女共同参画センターここいろで行っている相談事業となっている。「よりそい相談室」と「DV相談室」は市で行っている事業であり、資料３別紙の７番から９番については、男女共同参画センターここいろの相談事業の数字となる。

委員　：相談を受け付ける場所が変わった影響が出ているのか、令和２年からDV相談が減っている。理由として場所が変わって分かりにくくなったのか、または「女性のためのカウンセリング」という名前に変更したことで、DV相談先が分かりにくくなったのか等を考えるが、相談件数が減少した理由について説明してほしい。

事務局：令和２年に現在の男女共同参画センターここいろがオープンした。それまでは、婦人児童センターで相談業務を受けていたこともあり、場所が変わったことが要因の一つと考えられる。また、「女性のためのカウンセリング」は予約制であり、毎週火曜日、第２、第４金曜日限定しており、実施曜日の変更も理由として考えられる。

委員　：場所の変更や対応方法の変更、曜日等の限定など、色々な事情があると思うが、相談件数が激減していることから、本当に市民の助けになっているのか、という点が問題かと思う。相談件数が増えるような対策が必要かと思う。

事務局：DV相談については、「女性のためのカウンセリング」ではなく、平成22年に開設した「DV相談室」に相談が入ることが多い。

委員：DV相談については、専用の窓口があり、「女性のためのカウンセリング」に相談した市民の中にもDV相談があるということ、ご自身が相談しやすいところに相談できること理解した。

事務局：補足として、資料3（伊丹市DV防止・被害者支援計画(第3期計画)の振り返り）の別紙の「1 DV相談室の相談（内容別）」では、相談件数は右肩上がりが増えてきていることから、周知は出来ていると考える。

委員：資料3（伊丹市DV防止・被害者支援計画(第3期計画)の振り返り）の別紙の「8 女性のための法律相談（相談件数）」について、令和2年度までは、50件を越えているが、令和2年度以降は30件前後と減少している。男女共同参画センターここいろの法律相談は、月に1回、1人あたり45分であり、4人が最大枠のため、年間48件ではあるが、それよりも少なくなっている。DV相談室では、法律相談について対応しきれないところもあると思うが、法律相談をしたいという方についてのニーズにはどのように対応しているのか。

事務局：男女共同参画センターここいろの法律相談の他、市の市民相談や法テラスを案内している。

委員：そうであれば、令和2年度より以前については、どのようにしてこの相談件数のニーズに答えていたのか。

事務局：令和2年度より以前との傾向については分析していない。

委員：前の情報について調べてほしい。

事務局：令和2年以前の情報について、調べて、情報提供する。

会長：オンブードの立場で、第3期の男女共同参画計画の進捗を見てきて、事務局から説明のあった今後の課題等に加えて、他に感じていることはあるか。

委員：資料1「第3期伊丹市男女共同参画計画」期間中の主な取り組み状況」がオンブードで作成した資料になるが、一番問題と感じているのが、審議会等の男女差が大きいということ。女性の比率目標が設定されているが、達成しておらず、毎年同じ課題が上がっている。担当課にヒアリングしても「原課が女性を任命しないので女性比率は上がらない」、原課に確認しても「充て職のため仕方な

い」といった回答である。目標数値に近づいていない中、毎年同じ質問をしても、同じ回答が返ってくるのは問題だと思っている。今回の計画の中で、目標に近づくような具体的な行動に移せるようなものを入れたいと思っている。

会長：「充て職」はよく聞く問題ではあるが、関係機関の「長」に限定しないという形で解決を図っている市町村が多い。伊丹市では、「長」「副」を出していただく慣習だったのを、それよりも下の役職でも、女性がいたら積極的に選出していただくような取り組みをしているか。

事務局：庁内の取り組みについては、「伊丹市審議会等の設置及び運営に関する指針」を設けて、在任期間や委員への女性の登用率について意識を統一するものがあり、団体の方に働きかけて、会長ではない方を出していただく対応をしているところもあると思うが、一律で働きかけている訳ではない。

会長：できる工夫を計画に入れていくことが必要になってくる。繰り返しているのであれば、何か違う方策とか違うルールを作らないと女性の比率が上がっていかないと思うので、計画を検討する際に、審議会で検討する必要があると思う。

委員：この審議会では女性の比率が高いため、努力されたと思う。そのため、他の担当課でも努力で達成できるのではと思う。

委員：資料1「第3期伊丹市男女共同参画計画」期間中の主な取り組み状況」や市長からも女性新法が始まったので、「女性のよりそい相談室」の専用ダイヤルや24時間のメール受付等の取り組みの紹介があったが、他の自治体ではメールよりも敷居を下げて、LINEとかSNSを利用した相談をしている自治体もあるが、伊丹市ではSNSではなくメール相談にした理由があるのか。また、SNSも検討中なのか教えてほしい。また、計画の基本目標5「暴力など、女性に対するあらゆる人権侵害の防止」基本施策2「DVの防止」について、令和8年4月1日から、家族法改正に伴う離婚後共同親権が始まると決まったが、DV防止という意味では、離婚後の共同親権がDV被害者に及ぼす影響というのは非常に深刻なものとなるので、共同親権について正しく理解してもらうための離婚講座を取り組みとして入れたい。更に、SNSとかデジタル技術を用いたセクハラ、女性への暴力が深刻化しており、新たな事象に対応した暴力の防止ということも取り組みに入れたい。

事務局：「よりそい相談室」については、チャットやSNSについても選択肢としてあったが、研究が必要な部分があり、準備に時間がかかってしまう。まずは、相談窓口を利用できる時間的な制約を無くすため、今すぐに対応できるメール相

談を開始し、相談できる時間帯の拡充を図った。

委員：資料1「第3期伊丹市男女共同参画計画」期間中の主な取り組み状況」基本目標2「仕事と生活の調和の推進」について、子育て・介護中の就業促進、キャリア形成の支援とかあるが、自宅でお母さんが子育てをして、「子どもとずっと向き合う自信がないから、やむを得ず働いて保育所に入れたい。」とっているお母さんも多い。復職したい、経済的に働きたいという人もいるが、ずっと家で子育てをする自信がないから保育所に入れたいという理由で働いているお母さんもいるので、子ども食堂とか充実しているが、同様に親子カフェとか、お母さんが子どもと家で煮詰まらないための施策があればいいと感じた。また、男性が子育てに関わるのに、育休の取りやすい雰囲気があるが、休むにあたって、「すみません。こういう事情で休みます。ちょっと今日早く帰らせてください。」という雰囲気がまだ会社の中にあるという話をお父さん達から聞くので、育休が取れないにしても、せめて育児時短勤務を取りやすくなるような会社、企業の雰囲気が大事だと思う。

会長：様々な立場の方への支援ということを考えて、盛り込めるようにしたいと思うので、色々のご意見をいただきたい。

委員：資料1「第3期伊丹市男女共同参画計画」期間中の主な取り組み状況」基本目標6「男女共同参画の視点による防災の推進」について、防災会議の委員に占める女性の割合が課題として残っているとある。災害時にしわ寄せを受けるのは性差による、特に女性だとか、高齢の方になる。そのため、平時の時や計画策定の時に、防災の色々な取り組みを決める際に女性が入っていくのがいいと研修を受けた。私自身が防災士の資格試験を取りに行った会場では半数が女性であった。30代とか20代とか子育て中の若い世代もいた。その会場は大阪だったが、兵庫県では三木市が会場となり、場所が受けにくい問題もあるかと思う。補助が出ている部分は良いと思うが、伊丹市内に講習を受ける会場があれば、大阪で2日間缶詰となり勉強する必要がなく、子どもが学校に行っている間とか、公休とか有給等で講座等に参加しやすくなるため、伊丹市民の中の防災士の割合として女性が増えればいいと思う。研修自体を主催するのではなく、会場として持ってくるような方法が良いかと思う。

会長：経験者、有資格者ならではの意見なので、検討したい。また計画の中でも入れることができればと思う。

委員：子ども達がSNSでかなり危険にさらされていることを実感している。使い方も危うく、ほとんどの子どもがスマホを持っていたり、ゲーム機などで繋がっているため、注意喚起をしているが、とても怖い状況である。そのため、人権

感覚として、メディアリテラシー、使い方の力を付けることは大事だと思う。

会長　：今の計画でいうとどこに入るのか。

委員　：前回の計画で入れたと思うが、もっと固めたい。

会長　：計画に入る場所が無ければ新たに作り、入るところがあればそこに上手く、更に進むように検討したい。

委員　：男女共同参画センターここいろの市民ネットワーク会議「ここサークル」のメンバーをしているが、中高生の子ども達から同世代の人達へのSNSの危うさの市民講座をできないか提案したことがある。詐欺とか性的な誘いとか色々引っかかるものがあり、伊丹市の消費者センターでも市民全体に啓発を行っているが、若年層の特に女性とか、子ども達に対して行っているものがなかなかないので、そういう部分を目標の中に入れていく、また男女共同参画センターここいろで講座をできればと思う。

委員　：いじめ防止等対策審議会の委員もしているが、市民フォーラムで子ども達の声聞くことをずっとやっている。特にネットのいじめというのが深刻であり、誹謗中傷も消されてしまう。そのため、スクショにより、証拠を残すように警察も言っている。次回は12月に小中高校生を集めて実施し、興味を持つ子ども達が集まってグループワークをしたりする。市民フォーラムは教育委員会が実施しているが、横のつながりとして、コラボしたりできないか。単独で実施するより効果が出ると思う。

会長　：色々な分野の方が集まっているのは審議会の長所であるので、そういう連携の可能性も盛り込んでいくことも考えていければと思う。

委員　：就職面接会の実施、女性の創業塾、女性創業ステップアップセミナーを実施し、市との特定創業支援事業との連携は行っている。これは、毎回満員御礼であり、市内在住の女性の方が参加し、盛り上がっているが、創業後の後追いができていない状況の為、そこを頑張る必要がある。

会長　：伊丹市内にある事業所だけでなく、住んでいる市民の方に対してもアプローチを実施している。

委員　：子育て中とか仕事と生活の調和というところで、仕事をパッと休めない問題は、男女ともにそうであると思う。休みを取ろうと思っても、急に休みを取られると企業側も業務が回らなくなるので、休める体制が作りにくいと考え

る。体制づくりの支援による企業バックアップが必要かと思う。また、DVの話で、男性の被害も考えられるので、男性からの相談があるのか知りたい。更に加害、暴力といったハラスメントを行う人も、ただ配偶者と不仲ということではなくて、発達的な問題、精神疾患が隠れているなどの加害者からの相談のケースもあるのか。部屋に2人で相談に来るケースもあるのか。

事務局：DV相談については、人数は少ないが、男性からの相談もある。相談内容の詳細については言えない。

委員：加害者側のケア、病的なものが隠れていたり、したくないのにしてしまうみたいな相談のケースもあるのか。

事務局：相談内容については言えない。加害者更生への支援は行っていない。専門機関の方で行ってもらうことを考えている。

委員：専門機関とは、どのような機関か。

事務局：医療機関や更生機関のことであり、専門機関が大阪にあると聞いている。

会長：オンブードの報告・指摘事項にも加害者の再発防止のための活動と記載されているので、今回の審議会で検討できたらと思う。

委員：資料2「男女共同参画の数値目標及び達成状況」の2「仕事と生活の調和の推進」にある「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」の割合が5%という目標が掲げられている。令和7年度の速報値では3.8%と下がっているのでもいいと思うが、この週60時間を年間に換算すると3,120時間となり、長時間労働である。労働側、例えば連合（日本労働組合総連合会）が目標としている年間の労働時間は1,800時間のため、ほぼ倍近い数値となっている。その時間を目標にするのが適切なのか議論が必要。また、「市男性職員の育児休業取得率」については、令和2年度から上がっているが、令和5年度から法律が変わっている。令和2年度の30.2%と、令和7年度速報値の54.5%という数字を単純比較が本当に適正なのか。産後パパ育休だけを取る方、加えて通常の育児休業を取る方、選択肢が広がっていると思うので、取り方自体も精査して調査する方がより詳細なデータになると思う。

会長：取り込めていけたらと思う。国の方（雇用均等基本調査）では、育児休業に産後パパ育休も含めているが、今後取り方を見る上で色々な指標を変えていく必要が出てきている。取得率だけでなく、中身を見るような指標を今後検討していく必要がある。

委員：基本目標の7「推進体制の整備・強化」のところだが、先ほども審議会の女性の割合は低いということであったが、一方で市では男女共同参画のリーダー、サブリーダーを作っているということで、上手く機能すると解決するのかなと思うが、この男女共同参画リーダー、サブリーダーの役割について知りたい。また、このリーダー、サブリーダーの役割をコントロールする、コーディネートすることも大事であるため、コーディネーター役があるのか知りたい。

事務局：各所属長が男女共同参画のリーダーとなり、主査級がリーダーを補助する形でサブリーダーとなり、各所属の業務についても男女共同参画の推進を図っていく形で配置している。また、年に1回、リーダーサブリーダーに研修を行っており、男性の育休、女性のキャリア教育の進め方等を研修している。

委員：基本目標4「困難を抱える女性への支援」基本施策3「貧困等生活上の困難に直面する女性への支援」とあるが、一番直結する支援としては、例えば住宅支援がある。取り組みとして、相談窓口があったとしても、解決するためには、物資や住宅支援、要は予算を付けることが重要だと思う。歳を取った単身女性の貧困率が一番高くて深刻であり、今後単身女性の貧困を対象とするような具体的な支援策、住宅支援を検討する余地があるのか。また、基本目標4「困難を抱える女性への支援」に含まれると思うが、例えば、東横キッズと言われるような若年女性へのケアの視点が全体的に抜け落ちているような印象を受けるため、帰れる家がない、虐待がある等の若年女性の支援についても具体的な取り組みが必要と思う。

副会長：SNSを用いた暴力の防止の件で、男女集計を見ても暴力を振るわれることをDVだと思っていない人もいる。身体的暴力や精神的暴力だけでなく、海外では強圧的コントロールといい、身体的暴力を使わなくても、相手を言葉で貶めて、離れられないようにすることもあるので、暴力自体の中身のアップデート、啓発が必要であると思う。また、共同親権については、やはりDVは共同親権が認められない。しかし、自分が受けていることをDVだと認識できていないとDVだと言えないため、認識のアップデートが本当に必要と思う。基本目標2「仕事と生活の調和の推進」基本施策2「性別に関わらない、仕事と子育て・介護との両立支援の促進」施策の方向性3「男性の子育て・介護への主体的な関わりの促進」では、子育て主義だけではなく、パートナーとの関わりも大事である。パートナーを貶めることは、子どもにとって大変傷つけることだけでなく、加害者が生活の中のコントロールも行うので、子どもにも被害を呼ぶ。パートナーとの関わりについて、男女問わず、お互い子どもの親として、親業として何ができるのか考えていきたい。また、男性被害者の相談については、前回の計画でも指摘があったことで、周知がまだ不十分であることが課題のため、今回の計画にし

っかりと位置付けたい。加えて、加害行動を変えたい方へのプログラムについて、実施しているところもあるので、しっかりと紹介することや、市の予算等でサポートを行うことも必要と感じる。

会長　：第1の議題については以上とする。

## (2) 審議会の今後のスケジュール

(事務局より、資料20 令和7・8年度伊丹市男女共同参画審議会スケジュール案について、説明)

会長　：市民意識調査の速報では、単純集計では男女別の情報が一切入らないので、次の審議会では、調査報告が出てくるという認識でいいか。

事務局：第2回目の時には報告書案としてお示しできる。

会長　：たくさん意見をいただいたので、ご意見を参考にしながら、第2回審議会の資料を事務局に準備してもらう。効率化のために第4期計画に盛り込むべき内容や見直すべき施策について、意見や提案などがあれば、事前に、別紙により提出願う。

それでは、これで閉会とする。

(閉会)

令和8年(2026)年　1月　7日

確認委員 和田谷 幸子

確認委員 白井 佳之